

平成 28 年 1 月 29 日

公共政策系専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会
基準委員会
委員長 圓月勝博

本協会の公共政策系専門職大学院基準（改定案）に対して、正会員大学、賛助会員大学をはじめとした関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	公共政策系専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	平成 27 年 9 月 25 日（金）～同年 10 月 30 日（金）
3	意 見 提 出 者 数	4 大学
4	内容別にみた意見件数	6 件
5	意見の受け取り方法	電子メール

公共政策系専門職大学院基準（改定案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><基準項目> 7. 管理運営 項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携 本文（28 頁）</p> <p><ご意見> 「学問研究の自律性の観点から」を 7-1 に組み込むべきではないか。</p>	修正なし。	<p>いただいたご意見に関しては、項目 19 の本文に示されております。本文と評価の視点の関係については、本基準の 1～2 頁目に解説しているように、本文は「公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命 (mission) を果たし、さらに、各公共政策系専門職大学院固有の目的（以下「固有の目的」という。）を実現するために必要な要素について、大綱的に定めたもの」であり、評価の視点は『本文』に定められた要素を満たすにあたって必要とされる諸点について、より具体的に定めたもの」であるため、ご意見の観点は含めております。</p>
2	<p><基準項目> 7. 管理運営 項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携 評価の視点 7-2（28 頁）</p> <p><ご意見></p>	修正なし。	<p>いただいたご意見に関して、公共政策系専門職大学院基準で L 群に区分するのは、同基準 1 頁の凡例に示す学校教育法、同法施行規則、大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、平成</p>

公共政策系専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>7-2 の区分につき、L ではなく F となっている点について、「関係法令に基づく」とされている以上、L とすべきではないか。これについて「長所」の指摘はあり得るのか。また基づくべき関係法令を列挙すべきである。</p>		<p>15 年文部科学省告示 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）に規定された点を評価の視点としております。</p> <p>したがって、ご意見の点については、上記の法令等に基づいて適切な規程の整備・運用を求めるものであるため、「公共政策系専門職大学院に求められる基本的事項」として F 群に区分しております。</p>
3	<p><基準項目> 7. 管理運営 項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携 評価の視点 7-4（28 頁）</p> <p><ご意見> 公立大学法人の場合、7-4 の地方公共団体について、連携・協働者と見るのか、設置者と見るのかで、評価がかなり異なってくることについて、基準委員会において議論されたのか。</p>	修正なし。	<p>今回の基準改定は、学校教育法の一部改正に伴う管理運営の基準を見直すことが趣旨であり、地方公共団体、公共的な非営利組織、企業、その他の外部機関との連携・協働等については基準改定の対象としておりません。</p> <p>今後、公共政策系専門職大学院基準の見直しを行う際、いただいた意見を参考とさせていただきます。</p>
4	<p><基準項目> 7. 管理運営 項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携 本文（28 頁）</p>	修正なし。	<p>今回の基準改定は、学校教育法の一部改正に伴う管理運営の基準を見直すことが趣旨であり、管理運営のあり方については基準改定の対象としておりません。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>＜ご意見＞</p> <p>「学問研究の自律性の観点から」とあるが、この表現を削除することを提案したい。理由については以下のとおりである。</p> <p>「学問研究の自律性」を専門職大学院として、ことさらに強調する必要はないのではないか。あえて自律性を強調するのであれば、「教育研究の自律性」と記したほうがよい。</p>		<p>なお、本協会では、「大学基準」に「大学は、学問の自由を尊重し」と定めており、本基準は大学基準を頂点として位置づけるものであることを、本基準の2頁目に記載しております。よって、大学の権利である学問研究の自由に基づき、「学問研究の自律性」との表現を使用しております。</p>
5	<p>＜基準項目＞</p> <p>2. 教育の内容・方法・成果 (2) 教育方法等</p> <p>項目5：履修指導、学習相談</p> <p>評価の視点2-15 (12頁)</p> <p>＜ご意見＞</p> <p>「インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する…」とあるが、就職後の実社会の厳しさを体験させるため、これに加え、コンプライアンス(法令順守)違反とならないように、「インターンシップ等を実施する場合、守秘義務及びコンプライアンス等に関する…」と修正すべきである。</p>	修正なし。	<p>今回の基準改定は、学校教育法の一部改正に伴う管理運営の基準を見直すことが趣旨であり、教育の内容・方法・成果については基準改定の対象としておりません。</p> <p>今後、公共政策系専門職大学院基準の見直しを行う際、いただいた意見を参考とさせていただきます。</p>
6	<p>＜基準項目＞</p> <p>2. 教育の内容・方法・成果 (2) 教育方法等</p> <p>項目5：履修指導、学習相談</p>	修正なし。	<p>今回の基準改定は、学校教育法の一部改正に伴う管理運営の基準を見直すことが趣旨であり、教育</p>

公共政策系専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>評価の視点 2-15（12 頁）</p> <p><ご意見></p> <p>2-15 評価の視点では「インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規定等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。」となっている。また、公共政策系専門職大学院卒業生は社会で活躍する際には、守秘義務が基本的なこととなる。これらの重要性を鑑みると、公共に関する教育であるので、その重要性から、区分に L 群（Legal）を追記すべきではないか。</p>		<p>の内容・方法・成果については基準改定の対象としておりません。</p> <p>今後、公共政策系専門職大学院基準の見直しを行う際、いただいた意見を参考とさせていただきます。</p>

以 上